

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 土岐川・庄内川流域の減災に係る取組方針 (改定) について

令和3年3月25日
土岐川・庄内川の水害から命を守るための会議

1. 取組方針改定の背景

■近年に発生した災害と河川行政の動向

平成27年関東・東北豪雨

●H27.12「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」答申（社会資本審議会）

●H28.8「庄内川流域の減災に係る取組方針」策定

平成28年台風第10号

●H29.1「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」答申（大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会）

平成29年7月九州北部豪雨

●H29.6「緊急行動計画」とりまとめ

平成30年7月豪雨

●H30.12「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」答申（社会資本審議会）

令和元年房総半島台風

令和元年東日本台風

●R1.10「気候変動を踏まえた治水対策のあり方」提言（気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会）

●R2.7「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」答申（社会資本審議会）

●R3.3「流域治水プロジェクト」策定予定

1. 取組方針改定の背景

■改定の背景

- ① 「「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 庄内川流域の減災に係る取組方針（以下、「取組方針」と記す）」（平成28年8月策定）の計画期間の5年が経過
- ② 近年の全国各地での水災害の発生を受け、国交省は「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（以下、「緊急行動計画」と記す）」（平成29年6月とりまとめ、平成31年1月改定）に基づき、水災害対策の充実と加速を推進
- ③ 多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化が必要
- ④ 気候変動の影響等により激甚な災害が頻発している状況に鑑み、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、「流域治水」を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すことが必要



**次期5年間(令和3～7年度)の水防災対策推進に向けて
「取組方針」を改定**

2. 今後の取組に向けて協議会で確認した課題等(令和2年度第2回協議会)

○ハードに関する主な課題

- ・効率的な事業推進を図るための関係機関との更なる連携
- ・まだまだ時間を要する狭窄部の対策

○ソフトに関する主な課題

- ・構成員全体として、緊急行動計画の取組状況は進んでいない
- ・想定最大規模の洪水ハザードマップ作成と作成後の住民への認知度向上及び意識醸成
- ・タイムライン作成、訓練を通じた見直しや台風以外の災害を想定した内容の検討
- ・警戒レベル、警戒レベル相当情報への住民理解の醸成・促進
- ・災害マニュアルの検証や内水・支川氾濫も想定した水防活動の検討
- ・出水時の通行規制の区間設定や実施方法・基準等の検討
- ・庁舎や排水機場の耐水化や非常用電源等の整備による機能維持
- ・要配慮者利用施設における避難計画の作成促進や避難訓練の実施状況把握の実施

○新たな状況に対する対応

- ・庄内川流域治水協議会が立ち上げられ、当協議会との連携が必要。
- ・高潮を含めた複合災害への対策強化が必要。一方で、「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」において、スーパー伊勢湾台風を想定した高潮や洪水に対する行動計画がまとめられており、当計画の活用が可能。

3. 取組方針改定のポイント

■改定のポイント

- ① 5年間の取組状況を総括、今後の取組に向けた課題を踏まえた改定
⇒ **想定最大規模の洪水に対する住民の避難行動を促す取組の継続、災害時の排水計画立案に係る取組を推進 等**
- ② 緊急行動計画に掲げる各種取組を反映、水災害対策の充実・加速化
⇒ **多機関連携タイムラインの策定促進、要配慮者利用施設の避難確保計画策定支援、防災施設の耐水化等を推進 等**
- ③ 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化
⇒ **「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」との連携、広域避難体制の推進 等**
⇒ **地域の災害特性に応じたタイムラインの作成支援、ポンプ場の耐水化や機能強化等を推進 等**
- ④ あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、「流域治水」を推進
⇒ **高速道路管理者、鉄道事業者等の協議会への参画等、民間団体も含めた被害軽減に向けた各種取組の推進 等**
⇒ **「庄内川流域治水プロジェクト」との連携 等**